

# 法曹の養成に関するフォーラム

## 第4回会議 議事録

第1 日 時 平成23年8月4日(木) 自 午前 9時59分  
至 午後 0時01分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 論点整理(第一次取りまとめの骨子)(たたき台)について
- 2 司法修習について
- 3 意見交換

第4 出席議員等 佐々木座長, 佐々木内閣官房副長官補(瀧野内閣官房副長官代理), 小川法務副大臣, 櫻井財務副大臣(中途退席), 尾立財務大臣政務官(櫻井財務副大臣代理), 鈴木文部科学副大臣, 経済産業省経済産業政策局小宮審議官(中山経済産業大臣政務官代理), 伊藤委員, 井上委員, 岡田委員, 翁委員, 鎌田委員, 久保委員, 田中委員, 萩原委員, 丸島委員, 宮脇委員, 山口委員, 最高裁判所事務総局菅野審議官, 最高検察庁伊丹オブザーバー, 日本弁護士連合会川上オブザーバー

第5 議 事 (次のとおり)

○**松並官房付** 予定の時刻となりましたので、法曹の養成に関するフォーラムの第4回を始めさせていただきます。

進行は佐々木座長にお願いいたします。

○**佐々木座長** おはようございます。本日もよろしくお願いいいたします。

本日は、南雲委員、瀧野内閣官房副長官、鈴木総務副大臣、中山経済産業大臣政務官、加藤オブザーバーが欠席されております。瀧野副長官の代理として、佐々木内閣官房副長官補が御出席されております。中山政務官の代理として、小宮経済産業政策局審議官が出席されております。また、櫻井財務副大臣が所用のため途中退席される可能性がありとのことで、あらかじめ尾立財務大臣政務官にお越しいただいております。

それでは、資料の説明を事務局からお願いします。

○**松並官房付** 本日皆様のお手元にお配りしております資料は11点ございます。

資料1は、本日の議事次第です。資料2は、財務省作成の「司法制度改革関係予算の推移」と題する資料でございます。資料3-1及び3-2は、座長私案であります「論点整理（第一次取りまとめの骨子）（たたき台）」と称する資料でございます。資料4は、事務局作成の「司法修習制度について」と題するレジュメです。資料5は、最高裁判所作成の司法修習関係資料です。資料6は、日本弁護士連合会の提出資料です。資料7は、最高裁判所の提出資料です。次に資料8は、事務局作成の「低収入・低所得者に対する措置について」と題する資料です。資料9は、日本弁護士連合会作成の宮脇委員からの質問に対する回答の資料です。資料10は、宮脇委員の提出資料です。最後に資料11は、本日御欠席の南雲委員から提出された意見書でございます。

また、従前どおり、机上には各種基礎資料及び前回の会議までに提出された資料や議事録をつづったファイルも置いておりますので、適宜御参照ください。

以上です。

○**佐々木座長** ありがとうございます。

資料2につきましては、前回の会議の際、財務省に準備をお願いしたものでございますが、この資料について櫻井副大臣から御説明をいただけたとのことでございますので、大変時間は限られておりますが、副大臣お願いします。

○**櫻井財務副大臣** おはようございます。1枚もののペーパーをお配りさせていただいているかと思っておりますけれども、法科大学院制度や、それからいわゆる法テラスの創設、裁判員裁判の実施等、新たな財政負担を伴う司法制度改革の諸政策を進める上で、限りある財政資金を効率的にかつ司法制度全体に関して合理的な国民負担を図る必要があつて、そうした中、給費制から貸与制に移行することとされたことと承知しております。こうした点を踏まえまして、この間、御質問がありました点について調べさせていただきました。

まず、法テラスの運営費、それから司法修習生の手当、裁判員制度関係費の予算額、これが平成13年度が合計で158億円でございます。これが平成23年度には約490億円となりまして、この間の増額が全体として332億円ということになっております。それからその下の段のところにありますけれども、文部科学省の法科大学院にかかわる経費につきましては、予算額としての明示されていないものがありまして、試算額や交付実績額を含める

と、直近の平成22年度で71億円、それから更に法科大学院に対する支援ではなく、学生個人に対する経済支援として奨学金事業があって、法科大学院を対象とした予算上の事業費として、平成23年度には110億円ということになっております。

これらを単純に合計いたしますと、司法制度改革によって全体としては約403億円の経費の増、それから更に奨学金事業額も加えると、513億円の増ということになっております。詳細についても御質問があれば、あと事務方のほうから、それから文部科学省のほうからも説明をさせていただきたいと思っております。

○佐々木座長 ありがとうございます。

何か御質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、御説明いただいたということにいたします。

そこで本日の議題でございますが、まず論点整理、第一次取りまとめの骨子（たたき台）につきまして、前回の会議で申し上げましたところに従って、資料3-1及び3-2という形で取りまとめを進めさせていただきました。前回の会議までに出された内容を論点ごとに整理し、座長である私の案として作成したものを本日はお配りいたしております。

そこで、簡単にその内容につきまして御説明をさせていただきます。資料3-1は、これは項目のみを示したものであり、内容につきましては資料3-2を御覧いただきたいと思います。

まず、第1の「はじめに」では、本フォーラムの発足に至る経緯を確認的に記載したものでありまして、第2の「検討の経過」におきましては、5月の第1回会議以降の本フォーラムにおける検討の経過と、併せて司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査を実施したことの記載を予定しているところでございます。第3の「個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について」ですが、1の「司法修習生に対する経済的支援の在り方について」では、(1)の「司法修習の意義と経済的支援の必要性」において、貸与制導入の是非を検討する前提として、司法修習生に対して経済的支援を行う必要があるとしております。司法修習の意義につきましては、本日の会議の議題の一つであることを示す意味で、イタリック体で表記しております。

(2)の「経済的支援の在り方」では、アの「貸与制導入の経緯、趣旨とその概要」で、前回の事務局説明の要約を記載し、二項目に入りまして、イの「給費性を維持すべきとの意見の理由」では、主に日弁連が主張されているその理由を列挙し、ウでは、「本フォーラム事務局が実施した経済状況調査の結果」を報告した上で、エ「意見交換により示された方向性」として、前回の会議の最後におきまして御確認いただいたとおり、貸与制を基本とした上で、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置を検討することとされたとしております。貸与制を基本とする主な理由については、前回の会議で伺った様々な意見を骨子として整理しているわけでありまして、

3ページ目に入りまして、2の「貸与制を基本とした上での個々の司法修習終了者の経済的な状況を勘案した措置の内容について」では、(1)の低収入・低所得者に対する措置と、(2)のその他の措置の要否に整理をいたしました。この点は本日の会議の中心的な議題でありますので、イタリック体で表記しているところでございます。

第4の「法曹の養成に関する制度の在り方」においては、1の「報告の概要」として、現段階までの議論の状況を紹介し、今後の検討の進め方を示すこととするとして、委員か

ら出された意見をもとに、2の「議論の状況について」、3の「検討の方向性」を記載しているという構成をとっております。

これが資料3-1及び3-2につきまして、座長として作成しました案につきましての御説明でございます。本資料は、本日の議論のたたき台でありまして、これに基づきまして御議論をいただきたいと思っております。もちろんこの内容につきましてはいろいろ御意見があろうかと思いますが、これはこれからの意見交換の中で取り上げさせていただきたいと思っておりますので、とりあえず説明だけにここではとどめさせていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

そこで、今日は幾つか重要な案件がありますが、前回の会合の最後におきまして、この問題を討論するに当たり、司法修習について検討ないし説明をお願いしたいと私から申し上げたところであります。この点につきまして、司法修習制度について、事務局の後藤司法法制部長から御説明をいただき、引き続き司法修習の具体的内容につきまして、最高裁判所から御説明をいただくこととなっております。

それでは、司法修習制度につきまして、後藤司法法制部長よろしくお願いたします。

○**後藤司法法制部長** それでは説明させていただきます。お手元の今日の配布資料の資料4という耳の付いているものをめくっていただきます。司法修習制度についてというレジュメがございます。

まず、1の司法制度改革までの（司法）修習ということですが、戦前におきましては法曹の養成は一元化されておらず、判事及び検事については、司法官試補として裁判所・検事局において実務修習をするとされておりました。弁護士の養成については、弁護士試補として弁護士会において実務修習をすることとされておりました。

これに対しまして、戦後、法曹の養成の一元化が図られ、法曹になろうとする者は司法試験合格後に司法修習生の修習を終え、その後には裁判官、検察官、弁護士の道に進むという制度となったわけでありまして。司法修習の期間はかつては2年間でありましたが、平成11年から1年半でございました。

次に2の司法制度改革における法科大学院教育と司法修習との関係ということでございますけれども、第1回会議でも御説明しましたとおり、平成13年の司法制度改革審議会の意見書においては、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度を新たに整備し、その中核をなすものとして法科大学院を設けるべきであるとされました。その審議の過程では、法科大学院における教育と司法修習との関係が問題となったわけですが、審議会においては、めくっていただきまして資料目録と付いている資料1になりますが、司法制度改革審議会の検討についてのペーパーでございます。この資料1の3ページ目の下のほう、線が引いてございますけれども、「法曹として実務に携わる前に実務修習を行うことの意義は十分に認められることから、少なくとも実務修習は法科大学院における教育とは別に実施するものとするべきである」との基本認識が確認されました。その上で司法制度改革審議会意見書におきましては、次の資料2にございまして、司法修習について、「法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。」とされました。

更にこれを受けて、司法制度改革推進本部においては、法曹養成検討会で検討が進められ、その結果、法曹資格を取得するまでに要する期間が長期化することを避ける必要があること

や、法科大学院における教育や、法曹資格取得後の継続教育との役割分担を考慮して司法修習の期間を1年間に短縮することとされました。そしてその結論に沿って平成14年12月に裁判所法改正法が成立しまして、司法修習期間が1年間に短縮されたということでございます。

また、資料3の法律にありますとおり、同じ月に成立しました「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」におきまして、2条1号の後段の部分になりますけれども、新司法修習は、法科大学院において「将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し」ていることを前提としまして、2条3号にありますとおり、「法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させる」ものと位置付けられております。

法曹の役割は、社会に実在する様々な法的問題に解決を与えることにありますが、そのためには事実関係を調査し、法的に重要と考えられる事実を選別し、法律上の問題点を調査した上、最も適切な解決案・対応案を見出して、その実現を図る能力が必要とされます。司法修習は実際の事件を通じて、法律実務家の指導を受けつつ、法曹として必要な能力の涵養を図る臨床教育課程でありまして、新しい法曹養成プロセスにおいては、先ほど申しましたとおり、法科大学院教育との有機的連携の下に実務教育の主要部分を担うという重要な位置付けを与えられております。法曹養成に必須の過程として置かれているわけでございます。

なお、前回の会議におきまして、司法試験合格後に司法修習を経ることなく弁護士資格を得ることができる弁護士資格認定制度について言及がございました。この制度の概要は、お手元の資料4「弁護士資格認定制度について」のとおりでありまして、例えば司法試験合格後、通算して7年以上公務員又は企業法務の担当者として従事し、その後に日弁連の実施する研修を修了した者については、法務大臣の認定により弁護士資格が与えられるという制度でございます。その実績は、次の資料5のとおりであり、最近では年間20人程度の方が認定を受けておられます。

私からの説明は以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

続きまして、司法修習の具体的な内容につきまして、最高裁判所の菅野審議官から御説明をお願いします。

○菅野審議官 それでは、私のほうから簡単に御説明をさせていただきます。

司法修習の意義や法曹養成制度における位置付けにつきましては、事務局からただいま御説明があったとおりですが、司法修習の最も大きな特質は、今現実に目の前に起こっている紛争や解決を迫られている法律問題、つまり生きた事件を素材として、言わば臨床的に実務法律家としてのスキルとマインドを習得するという点でございます。そのため、司法修習のカリキュラムは、実際に裁判所、検察庁、弁護士事務所に配属されて、そこで取り扱われている具体的な生きた事件を素材にして、その事件を担当する現役の裁判官、検察官、弁護士から指導を受けながら、事件の解決に向けて各分野の法律家がそれぞれの立場で具体的にどのように考え、どのように行動するのかを学ぶ課程、これを我々は実務修習と呼んでおりますが、この実務修習を中核として構成されています。

法曹に必要な能力の骨格となる基礎的なスキルとマインドは、このようなマンツーマンで

の指導に基づく実務修習を通じて体験的に習得されるものであり、法学部やロースクールにおける教育のみで体得することは困難です。もちろん、法曹の活動分野は法廷の中だけに限られるものではありませんので、法曹の基礎的なスキルとマインドといった場合には、法曹が法律専門家として社会の様々な分野で活動するに際して、共通して必要とされるもの、例えば問題解決に向けての思考方法であるとか、あるいは倫理的な側面をも含む適切な活動の仕方といったことを念頭に置いており、司法修習においても、単に法廷実務の技量の習得という狭い範囲のことだけを考えているのではなく、今述べたもっと汎用性のあるスキルとマインドの習得を目標にしています。

司法修習の概要につきましては、机上配布されている基礎的資料のうち、イエローのファイル「3 司法試験・司法修習について」の資料の34番、36番にまとめておりますので、それらも御覧いただければと思います。なお、資料の40番は、御参考までにとということで、司法研修所のパンフレットを付けております。

司法修習は全国各地の実務修習地で行われる8か月の分野別実務修習と2か月の選択型実務修習を合わせた10か月の実務修習、それから司法研修所で行われる集合修習で構成されており、最後に司法修習生考試、いわゆる二回試験というものですが、これに合格すれば修習を終えることとなります。基本的には法曹三者それぞれの立場からの事案の見方や手続の流れを学ばせることを通じて、広い視野や物事を客観的、公平に見る能力を養い、法律家となる以上はどの道に進もうと、常に必要となる共通基盤を身につけさせることを目的としています。これから若干の具体例を紹介しまして、各修習課程の内容を御説明いたします。

まず、分野別実務修習ですが、全国各地の地方裁判所、地方検察庁、弁護士会において、経験豊富な実務家の指導のもとで実際の事件の扱いを体験的に学ぶ課程です。民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の4分野について、2か月ずつ合計8か月にわたって実施され、司法修習生は実務家と日々行動をともにし、実際の様々な事件に対する取組を目の当たりにしながら濃密な指導を受けます。法曹の活動に必要な基礎的能力を習得するに当たって、非常に重要な課程です。

本日、提出いたしました資料5の資料1を御覧いただければと思います。横長のペーパーでございますが、実際にどのようなことが行われているかをイメージしていただくため、裁判所における民事裁判修習の1週間の修習内容の例を示したものです。修習生は裁判官室に席を置き、裁判官と同じ事件記録を検討した上で、和解等の裁判手続を傍聴し、裁判官と随時意見交換をしたり、裁判官の合議に同席したりするほか、事件の問題点についての調査・分析を行ったりいたします。これらのほか、修習生は時間外にも課題の予習復習などを行っており、全体として非常に密度の濃い修習が行われていることがお分かりいただけると思います。

また、弁護修習では、配属先によって具体的な修習内容がバラエティーに富んでおり、類型化が難しいため、このような資料はおつくりしておりませんが、法律相談、依頼者等からの事情聴取や打合せ、交渉等の場面に立ち会ったり、訴状や弁論要旨、契約書等の法律文書を作成するなどが中心となっております。

分野別実務修習は、実務家の個別指導を旨として行われ、その課程では意見交換やディスカッション、作成した文書の添削や講評等が随時行われます。

次に選択型実務修習ですが、これは司法修習生が多様な修習プログラムの中から、自らの

進路や興味、関心に応じて、主体的に選択したり、自ら修習先を開拓したりして行われるものです。先ほどの資料5の資料2を御覧いただければと思います。例えば、企業法務に関心を持つ修習生は、このペーパーに記載したようなプログラムを選択することが可能です。このほかにも、行政事件、知的財産等の専門的事件、消費者問題、人権問題、法務行政、国際協力など、幅広いプログラムが提供されております。このように、選択型実務修習は、修習生が法廷での活動にとどまらず、法律実務家として多様な分野で活動していくことを視野に入れた課程となっております。

分野別実務修習の後には、司法研修所で集合修習が行われます。実務家による個別指導が行われる分野別実務修習では、個々の修習生が体験する内容に多少の差異が出てくるのが不可避ですので、実務修習の体験を補完してすべての修習生に実務の標準的な知識・技法を身につけさせ、更にそれを深めるための課程です。司法研修所には経験豊富な裁判官、検察官、弁護士の教官が置かれており、クラスごとに担当教官により指導が行われ、様々な角度からの課題設定を行うことにより、法的分析能力、事実認定能力、問題解決能力といったものを体系的に涵養することに重点を置いております。

修習期間の最後には、司法修習生考試、二回試験が行われ、司法修習生はこれに合格すると司法修習を終え、判事補、検事又は弁護士となる資格が与えられます。二回試験は判決書や最終準備書面の作成技法などといった法廷実務を対象を限定して形式的な知識や能力を問うのではなく、様々な分野の活動に応用できる汎用的な力、すなわち紛争の本質やポイントを把握して、それを解決するのに必要な思考過程を問うものとなっております。法律実務家に求められる最低限度のスキルとマインドをしっかりとチェックする役割を果たしております。

不合格者は数パーセントにとどまっておりますし、ただいま申し上げたような試験の性格に照らしても、難度が高いとの指摘は当てはまらないと思われませんが、それでも一定の修習生は不合格と評価せざるを得ないのが現実でもあります。以上でございます。

○佐々木座長 ただいまお二人から司法修習の制度や具体的な内容につきまして御説明がございました。御質問や御意見がある方がいらっしゃったらどうぞ御発言ください。

それでは、オブザーバーの川上さんからお願いします。

○川上オブザーバー 本日の資料6のうち、日弁連資料1を要約して述べさせていただきます。第3回フォーラムでは、当連合会の主張は残念ながら多数意見とはならず、貸与制への移行を前提にした座長取りまとめがなされましたが、同時に司法修習制度の意義について検討することも確認されました。司法修習制度の意義については、最高裁ホームページにもあり、「先輩の法曹による個別的な指導と監督の下、司法修習生が実際の事件の取扱いを体験的に学ぶ実務修習」が重視されるものであり、「法曹を養成するために不可欠の課程」とされています。

資料6の資料5の裁判所法逐条解説376ページでも、裁判官だけでなく、「検察官及び弁護士もまた、司法のそれぞれの翼の担い手として司法の円滑な運営のため、重要な寄与をするものである」として、「司法修習生の制度は、まさに法曹養成のための統一的修習の目的に応ずるために設けられた制度である」とその画期的意義が明らかにされており、こうした司法修習生の地位の重要性にかんがみ一定額の給与が支払われると説明されておりました。このように最高裁は「司法修習生は公務員ではないが、給与、規律その他身分関係については公務員に準じた取扱いを受ける」と説明していたのです。こうした経緯と修習制度の重要性を

考えると、本質的に自己負担制である貸与制の下で公務員同様の厳しい規律を課して司法修習への専念を求めることは著しい不正義であると言わざるを得ません。大学卒業後に法科大学院、司法試験、司法修習を通じて、約5年間の長期間の法曹養成プロセスの全課程の生活と、高額な学費をすべて自己負担、借入金で賄うというのは、諸外国の法曹養成制度と比較しても極めて異例です。

フォーラム事務局が実施した奨学金調査では、過半数の回答者が奨学金を受給していないとの結果は出ましたが、これは法科大学院の高額な学費と生活費を奨学金なしで賄える階層が新法曹の過半数に達しているということを意味します。既に経済的に貧しい階層は、法律家になれないという懸念が現実のものとなりつつあるのです。弁護士の経済状況調査では、所得が高い人が相当いるということが強調されていますが、事務局の調査結果を見ても、新人弁護士の所得減少傾向は明らかであり、今回我々が提出した補充調査の結果や弁護士の採用内定調査結果を見れば、その傾向は今後更に進むことが予想されます。

以上により、当日本弁護士連合会は、貸与制の移行を前提とした議論を行うとしても、今後のフォーラムにおいて司法修習制度の意義、法曹人口問題、法科大学院の適正定員数と統廃合といった法曹養成制度全体の議論の結論を見るまでの間は、貸与制の実施を延期し、給費制を暫定的に存続させるべきであると考えます。

以上です。

○佐々木座長 ただいまの意見に対して、あるいはほかの御意見、今のことに関係しても、あるいは修習のことについてでも結構ですけれども、何か御意見ございますか。

○菅野審議官 今、川上オブザーバーから御指摘いただいた点、具体的には日弁連提出資料の資料6の資料1としてペーパーをお出しいただいているわけですが、このペーパーの中で2ページの3、「司法修習と給費制は不可分一体のもの」との見出しを付けたパラグラフの記述におきまして、その主張の根拠として最高裁判所判決、あるいは最高裁判所事務総局編の裁判所法逐条解説等の記載が援用されているわけですが、これらの点については、ちょっと論旨を誤って用いられているのではないかと思いますので、この点についてのみ一言申し上げさせていただきます。なお、念のためここで引用されている判例につきましては、本日御参考までに全文を資料7として提出させていただいておりますし、文献につきましては日弁連さん御自身が資料として提出されていますので、正確な事実関係については、後ほどこれらの原典に当たっていただければ、私どもの申し上げたいことを十分に御理解いただけるものと思っております。

まず、日弁連が援用する昭和42年の最高裁判所判決は、司法修習生がその身分を離れるに際し、退職手当の支給を求めた事件について、「司法修習生は国家公務員退職手当法にいう国家公務員又はこれに準ずる者に当たらない」との判断を示し、退職手当の請求を棄却した原審の判断を是認したものです。この判決は、司法修習生は法曹資格を取得するための修習を行うものであって、国の事務を担当するものでないなどとして、国家公務員には当たらないとし、また、修習期間中、国庫から一定額の給与を受けるほか、諸手当や旅費が支給され、さらに、一定の身分上の規律に服し、兼業を禁止され、守秘義務を負うが、これらは司法修習生をして修習に専念させるための配慮ないしは修習が秘密事項に関することがあるための配慮に過ぎず、司法修習生の勤務形態が国の事務に従事する職員に類似し、又はこれに準ずる形式ないし実態があるからではないとした上で、これらの取扱いを根拠として司法修習生

を退職手当法の適用を受け得る職員に準ずる者と解することはできないとしております。

このようなことから明らかなように、この判決は、給費制がとられている時代の司法修習生について、給費を受けていることが国家公務員に準じる者に当たると解する根拠にならないとの判断を示したものであって、その理由の中で給費は職務の対価ではなく、修習に専念させるための配慮に過ぎないと述べているものです。この事件では給費制の当否が争点となっているのではないことから、この程度の判断にとどまるのは当然のことですが、司法修習生をして、修習に専念させるための配慮として、給費制が必須のものという判断を示したものでないことは明らかでありまして、給費制が政策的に望ましいかどうかについて言及するものでないことも明らかです。司法修習制度と給費制が不可分一体のものという日弁連の主張の裏付けとして、この判決を援用するのはいかがなものかと思えます。

なお、日弁連のペーパーには、修習生の給費と「公務員に準じた身分」とが不可分一体のものであることの根拠として、日弁連提出資料の2番の旧版の司法修習生便覧に、「司法修習生は公務員ではないが、給与、規律、その他の身分関係については公務員に準じた取扱いを受ける」との記載があることを指摘しております。しかし、このような記載は給費制のもとで司法修習生に対して給与等が公務員に準じて支給されている実情があることから、それらを含めた司法修習生の身分関係に関する規律を簡潔に説明するものとして、公務員に準じた「取扱い」を受ける旨の表現を用いたものに過ぎず、様々な法律関係において司法修習生を準公務員として取り扱うべきという内容のものではありませんし、またこの司法修習生の身分と給費が不可分一体ということを述べているものでないことは、記載自体からも明らかだと思われます。

次に、日弁連がどのような趣旨で裁判所法逐条解説の記載を注記されているのか、ちょっと真意をはかりかねるところはございますが、その記載というのは、貸与制が導入される前の旧裁判所法67条2項に、「司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける」との規定の解説の一部でありまして、司法修習生について給費制の当否を論じ、給費制をとるべきであるという結論を述べるものではなく、給費制がとられている場合には、その給与は弁護士会などからではなく、当然、「国庫から」受けるべきであることを述べているのに過ぎません。弁護士会での実務修習もあり、疑義を避けるために、法文上、特に「国庫から」給与を受けることを明らかにしたものであることを解説したものであり、このことは日弁連御自身が提出された資料6の5の逐条解説の「22/49」と表記されております397ページの末行部分のその該当部分及びその前後を併せ読めば明らかだと思えます。特に、該当部分の前の部分では、先ほどの判例と同様に、給費は職務の対価ではないことを明言しております。したがって、司法修習制度と給費制が一体不可分のものという日弁連の主張を裏付けるものではないように思っております。

○佐々木座長 ほかにいかがでしょうか。委員のほうからできれば。

○井上委員 今のお話の中で、法科大学院生に奨学金を受けていない人が相当割合いるということをもって、貧しい人、資力のない人は法科大学院に来ていない状況にあると断定されたのですけれども、そう断定される根拠は何ですか。

○佐々木座長 これは川上さんのほうから。

○川上オブザーバー 今、私が読み上げましたというのか、発言しました中で、井上委員、もう一度すみませんけれども、御確認させてください。

○井上委員 御自身が今おっしゃったことでしょうか。法科大学院生に奨学金を受けない人がかなりの割合いるということをもって、現状で既に資力のない人はこの制度に乗れていない、法科大学院に来ていない。一定以上の資力のある人しか法科大学院に来ていないと言われたと伺ったのですけれども、どうも私どもが日々学生と接触していて受ける感じとはかなりかけ離れているものですから、そういうふうに断定される根拠は何ですかということを御質問しているのですけれども。

○川上オブザーバー 私が先ほど申し上げました発言のうち、「フォーラム事務局が実施した奨学金調査では、過半数の回答者が奨学金を受給していないとの結果が出ましたが、これは法科大学院の高額な学費と生活費を奨学金などで賄える階層が新法曹の過半数に達しているということの意味します」と述べた部分に対する御指摘でしょうか。

○井上委員 そうです。

○川上オブザーバー 私としては、当然のことながら、法科大学院における学費の免除、その他いろいろな御努力をされていることは承知しておりますが、ただ、全体の法科大学院の制度といたしまして、多くのものについては今、私どもが申し上げたような事態が現実だと理解しております。

○井上委員 その理解している根拠は何ですかということをお尋ねしているのですが。それはその数字をそういうふうに解釈されただけのことなのか、それともほかに根拠があるのでしょうか。

○川上オブザーバー 微妙な問題ですので、具体的な資料その他につきましては、またお渡しさせていただきたいと思います。

○井上委員 それはちょっと無責任ではないですか。今、読み上げておっしゃったのは、原稿があつてそれをもとに発言されていると思うのですが、その原稿を作成されたときに、それなりの根拠をもってそのように書かれ、ここは公の場であり、日弁連を代表されてそういう発言をされたわけですから、やはりそれなりの根拠を示していただかないといけないのではないのでしょうか。特にほかに根拠はなくて、その数字をそういうふうに解釈されただけということなら、それはそれで結構なんですけれども、それだとするとしかし、奨学金を受給している人も結構多いのに、その人たちも資力は十分ある。あるいは借り入れれば来れる程度の資力はあると、こういうことになると思うのですが、それが実態に合っているのかどうか。私どもの日々接触している学生の実態からすると、かなり違うのではないかとということを見解として申し上げたいと思います。その前提として、解釈なのか、それとも根拠があるのかということ、簡潔にお答えいただければ結構です。

○川上オブザーバー 私の解釈です。

○佐々木座長 分かりました。それでは、その点はそういうことで。ほかに何か今の点について。

○丸島委員 貸与制を実施するということであるならば、修習生の身分や位置付けなどについて、もう一度整理といいますか、お伺いしておきたいと思います。先ほど、公務員に準ずるということについての幾つかの御議論がありましたが、従来、修習生は、修習専念義務や守秘義務、その他、様々な規律の下にあり、修習専念義務については、「全力を修習のために用いてこれに専念すべし」とされており、給与の支給の点なども含めてこれらをトータルとして公務員に準ずる地位であるという説明がされておりました。また、それとの関係

で国家公務員共済であるとか、あるいは労災であるとか、いろいろなことが国家公務員に準じて制度的に説明されてきました。

今回、給与を支給しないとなった場合に、最高裁の文書では国家公務員に準ずるという説明を外しておられます。そのことは表現の問題として説明されましたが、給与の支給はしなくても、修習専念義務を始めとする様々な規律、これは従来の内容と変わらないという理解でよろしいのでしょうか。給与の支給がなくなるとともに公務員に準ずるという説明が外れるが、しかし、全体としては、規律に関しては変わらないという理解でいいのでしょうか、そこを確認をしておきたいと思います。

○菅野審議官 修習を運営している私どもの立場とすると、例えば修習専念義務の存在という点は、むしろ平成16年の改正法で明文で確認的に規定されたものだと、改めて確認されたものだと理解しておりますし、規律等について、給費制あるいは貸与制ということによって、何らかの変更が生ずるものではないと理解しております。

○佐々木座長 ほかにこの件について、あるいはこの修習の問題について何か御意見ありますか。

○丸島委員 そうすると、従来、公務員に準ずるということで、いろいろなことを解釈し、理解していったところがあるんですが、前回も少し申し上げましたけれども、修習生は、例えば、検察修習では実際に取調べそのものにかかわっていたり、その他にも、法曹と同じように法曹の職務に密接に関連する行為をしています。修習生の地位について、非常に大ざっぱな言い方ですが、資格取得前の学生に近いような位置にあるとおっしゃる方もこの頃はおられたりしているわけですが、それはともかくも、そういう公務員でない法曹資格取得前の人、そのような国家機関の作用にかかわる行為をするということについては、何か制度的手当てというものは必要ないのでしょうか、そのあたりは今後どうなるのでしょうかということをお尋ねしておきたいと思います。これは法務省のほうですかね。

○佐々木座長 これについては、それでは、後藤司法法制部長のほうから。

○後藤司法法制部長 制度的には先ほども御説明申し上げましたとおり、修習は法曹となるのに必要な実務を通じて勉強するということですので、あくまでこれは勉強をしている立場、研修している立場だということ、もう整理されていると理解しています。仕事の内容が公務員的なもの、あるいは公務員のようなものということではない研修であるという整理ですので、今おっしゃったような点はそういう整理のもとで成り立っているということであれば、特段の手当てはいらぬものと思っております。

○丸島委員 今の点ですが、同じように法科大学院生が拘束されている被疑者と弁護人の秘密交通が保障されている接見に立ち会えるかどうかという議論では、これは学生であるということ、そのような職務にはかかわれないと説明されているわけです。しかし、法科大学院生と恐らく司法修習生は位置が違うのだらうと思います。それは、国家試験によって、法曹となろうとする者としての学識・能力を有するとして、判定された者であって、法曹の準備課程に入っている者ですから、それが学生類似の勉強する者だからということでの性格付けはやはり違うんだらうと思います。したがって、私は修習生はそういう修習をもちろんやるべきだという立場から申し上げているので、そこは誤解ないようにしていただきたいですが、やるべきだという立場から、修習生の地位について、やはり制度的な手当というものをもう少し整理していただかないと、学生と同種のような位置付けにされると、修習の中身が薄ま

りかねないということも十分考えられるので、そこは御検討いただきたいと思っています。

○佐々木座長 ほかの委員から何か御発言ございませんか。

○川上オブザーバー 先ほど菅野審議官から、法律的な判例の解釈のことがありましたが、このフォーラムの場は法的解釈のことを議論する場ではないと考えますので、異論はございませんけれども、ここについては異論を留めさせていただくということで終えさせていただきたいと思います。

○丸島委員 細部はまたあとで詰められると思いますが、従来共済関係などは国家公務員に準ずるとして国家公務員共済に入っていたんですが、貸与制の導入に伴い、年金とか健保の関係は全部外れていくという理解でよいのですよねということが一つと、一方では、修習生が職務中にいろいろな事故に遭う可能性はありますが、こういうものについては今の国家公務員の公務上の災害に関する災害補償の規定を準用すると聞いているんですが、それはそれによるんでしょうかということももう一つ。

それから、従来給与とは別に実費として国家公務員の旅費に関する規定に基づき、修習生が全国各地の修習地に赴任し、集合修習のため司法研修所に集まるときの旅費は払われておりましたが、それは貸与制実施に伴って変わらないのでしょうか。また、各地では本庁から各支部に修習のために出かけて行って修習生は修習を行うことがあります。今後こういう修習生が支部修習へ行く費用についても出ないとも聞いているんですが、そのあたりはどうなるんでしょうか。幾つかの点について、基本的なところだけ確認しておきたいと思います。

○佐々木座長 何か菅野さん、御発言ございますか。

○菅野審議官 私どもの理解としますと、最初の共済関係については公務員に準じた取扱いができないという形で、それは今後は外れると。ですから国民年金への加入、その他によって賄われるということになってくるものと思っております。それから労務災害の点については、結局法律の解釈の問題ということに行きつくと思うのですが、修習生についてもその法律の解釈の中で賄えるのではないかと考えております。それから旅費の問題につきましても、これも旅費法の解釈の問題になってくると思いますけれども、これまで支給されていたようなものについては、基本的には、引き続き支給ができるものではないかと考えております。

以上、ちょっと暫定的なところですが、御紹介申し上げます。

○丸島委員 この場では修習生の立場を代弁する方がいらっしゃるのでも申し上げますが、修習生の立場からは様々に懸念されることが挙げられておりますので、このあたり、やはり安心して修習に専念できる体制、制度的な整備や運用について万全を期していただきたいと希望いたします。

○佐々木座長 ただいま、丸島委員からお出しいただきました論点については、議事録にその旨、とどめておきまして、具体的にどうするかについては今この場で確定的なことは申し上げられませんが、その点は御容赦いただきたい。そういう問題提起があったということにつきましても確認させていただきたい、議事録に残したいと思います。

今日は例の経済的な困難者に対する対応とか、いろいろ議題がありますので、よろしければ次の話題に移ってよろしゅうございましょうか。

先ほど説明いたしました論点整理に基づく話といたしまして、論点整理の項目の第3の1、「司法修習生に対する経済的支援の在り方について」は前回の会議で皆さんの御意見を伺った結果、貸与制を基本とした上で、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置

を検討することというまとめをいたしましたので、これについて個別の御意見は後ほど伺うことにいたしまして、さきに今回の中心的な課題である貸与制を基本とした上での個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の内容について検討したいと思います。

まず、前回の会議で複数の委員から御指摘ありました、低収入・低所得者に対する措置について、論点整理のたたき台では、措置の必要性、対象者、具体的な内容について項目を分けてきましたが、この点につきましては事務局とも相談しながら、議論の参考となる資料を用意いたしましたので、これを御紹介したいと思います。これはほかの公的な貸付制度である日本学生支援機構の奨学金制度を基本的に参考にしつつ、更に法曹養成課程においては法科大学院在学中の奨学金等に加えて、司法修習中の貸与制により借り受ける修習資金の返還という負担があるため、このような法曹養成制度、法曹養成課程独自の負担を考慮する必要性の有無を検討すべきではないかという観点から作成したものであります。

そこで、資料8の「低収入・低所得者に対する措置について」と題する資料について、まず事務局から説明をしてもらいたいと思います。

○**後藤司法法制部長** 本日本配布の資料8を御覧ください。座長とも御相談の上、事務局が作成しました「低収入・低所得者に対する措置について」と題する資料でございます。

一つ目の○は、日本学生支援機構の奨学金制度ということでございます。参考となる他の公的な貸付制度として御紹介いたします。この制度では経済困難による返還猶予事由について、給与所得者は年間収入金額が300万円以下、給与所得者以外は年間所得金額が200万円以下と定められております。ただし、傷病による6か月以上の治療等、特別の事情がある場合には、収入、所得金額から負担額を控除することとされております。また猶予の期間は1年以内で、当該事由が継続する期間であり、願い出ることにより1年以内ごとで最長5年間猶予期間の延長ができることとされております。

また、二つ目の○として、ただいま座長からもお話があった点につきまして、法曹養成課程独自の負担を考慮する必要性の有無との観点を掲げてございます。以上でございます。

○**佐々木座長** そこでこの丸が二つ付いておりますけれども、この全体を含めてどういう措置が考えられるのかにつきまして、御意見を賜りたいと思います。何か御質問も含めて御意見ございましたらどうぞお出しいただきたいと思います。

○**宮脇委員** ここの議論をするに当たりまして私の提出資料について簡単に説明してよろしいでしょうか。

○**佐々木座長** そうですね。それでは、手短にお願いします。

○**宮脇委員** お手元の資料の10番を御覧いただきたいと思います。座長の論点整理、それから今の御提案等について議論するに当たって、一定のイメージというものを持つことが必要ではないかということで、私の方でイメージを提出させていただいているわけですが、この考え方でございますが、今回のフォーラムにおいては、法務大臣が第1回目に挨拶されたとき、法曹は決して特権的存在ではないという御発言をいただいて、このことは今回のこの場での議論というのは、納税者、国民の視点から幅広く議論するべきであろうという視点とっております。

その面から、経済的弱者が存在するという事は確かであり、個々に措置しなければならないということもまた確かだと思えます。しかし、一律に画一的に給費制によって所得再配分的な制度を維持するという事は、逆に不公平、経済的弱者に対する配慮というものに欠

けるという実態になってしまうと思います。

そこで1といたしまして、政府及び裁判所に対するものとして、学生支援機構の奨学金制度を参考にいただき、返済時期について経済的に非常に弱いという方に対しては、資力に欠ける者として貸与金の返済を猶予する制度というものを設けたらどうかということでございます。これは経済的に弱いということであれば、まずその経済的に恵まれていない段階に、キャッシュフローを付けてあげるということが第一の課題と思います。②でございませうけれども、これは座長の方から資料2のところでの御説明にもございましたけれども、資料3-2の論点整理の2ページ目のところで、イの給費制を維持するべきとの意見の理由の③で、「給費制が、弁護士の公共心や強い使命感の醸成を制度的に担保」と記載されているわけですが、日弁連さんの御指摘として指摘されているわけですが、これは国費、財政を使う、両方を使うわけですので給費制、貸与制にかかわらずきちっとした公共心等を担保していただく必要があるということで、債権管理と非行防止の観点から、刑法犯や一定以上の懲戒処分を受けた方に関しては、期間の利益をなくし全額返済を求めるとか、そういう規律をかけていただくということも必要ではないか。細かい制度設計についてはいろいろ御議論あると思います。

2でございませうけれども、経済的な配慮においては、日本弁護士連合会の方でも工夫をしていただきたいということでございます。これはこの場を借りてお礼を申し上げますけれども、前回の会議で大変負担の多い資料要求をさせていただきました。これはこの場を借りまして、日弁連さんにはお礼を申し上げたいと思っておりますが、今御覧いただいている私の資料の2ページ目を御覧いただきたいと思っております。このフォーラムの冒頭から御紹介させていただいておりますように、司法修習が終わった段階での若い方々の負担というのは、法科大学院における奨学金の返済、貸与制になった場合の貸与金の返済ということと同時に、弁護士会の費用というものがかなりの割合を占めているということでございます。しかも、これは今回の弁護士会の資料の方でも書かれておりますように、(注1)のところに書かせていただきましたが、ここで数字に直接できないものというのが要するにあるということでございます。それが若い弁護士さんが全部払っているかどうかというと、それは違うわけですが、一定のもので存在をしている。かなりのウェートを占めているということからしますと、今回の議論をするに当たって、弁護士会費の方においても工夫というのをさせていただき、入られてすぐのときの軽減措置はとられているとお聞きしておりますけれども、こういった負担といったような問題についても更に踏み込んで御検討いただく。1ページ目に戻っていただきまして、外部者がここまで言うのがいいかどうかは分かりませんが、入会時期を問わず資力に欠ける者に会費等を減免してはどうか。少なくとも猶予対象になった者については、会費等を全額免除するとか、そういった考え方もとれないのかというようなこと、それから②にありますように、各種一時金の大幅減額ですとか御検討いただけないかということを書かせていただいております。

また3ページ目からは私が入手した中で大阪弁護士会の会則というのがございましたので、これは御参考として先ほど来申し上げている定率でどのぐらいのものが課せられているのかというのを見ていただいております。

以上でございませうが、最後に1点だけ。先ほどの議論で、井上委員が御指摘になられた点なんですけれども、あと川上オブザーバーがここは法的な解釈の議論の場ではないと言われ

たわけですが、であればここは政策と制度を議論するそういう場だと思います。制度とか政策を議論するのであれば、御自身の解釈だとか考え方というものと、それからきちっとほかの委員も検証できるようなそういうデータが出せる部分とはやはり分けていただかないと、ほかの委員が検証できるという形が私は政策議論だと思っています。ですから、この辺については先ほど終わったことですが、非常に強く感じていますので、これは意見として述べさせていただきます。

すみません。資料説明は以上でございます。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。それでは、今、宮脇委員からも具体的な御提案が出されたところでございますが。

それでは、鎌田委員からお願いします。

○鎌田委員 私も今の宮脇委員の考え方で基本的に賛成です。これまでの御議論の中で、一定の経験年数を経ても、やはり十分な資力を有しない弁護士層というのが一定程度存在するということが明らかになってきたわけでありますので、ある意味でのセーフティーネットとして、修習資金の返還についての猶予措置を講ずるということは考えられてよいだろうと思っております。

その内容につきましては様々な考え方はあり得ると思うんですけれども、この貸与制も公的な貸付制度であり、今の資料8にも書かれていますように、日本学生支援機構の奨学金というのもこれも公的な貸付制度であるわけで、この両者の内容においては、やはり一定の整合性があることが望ましいと考えられますので、日本学生支援機構の奨学金制度における経済的困難を理由とする返還猶予制度、これを基本に考えてはどうかと思います。

この資料8では、それに付け加えて、「法曹養成課程独自の負担を考慮する必要性の有無」という項目が挙げられておまして、資料3-2の方では、その他の措置の要否という形で3ページの2の(2)の「その他の措置の要否」というところに、アとイという二つの項目が掲げられているわけでありますけれども、公益的な活動を促進するための措置というのは、どうもこの貸与制の返還を猶予するか免除するかというものとは違う視点から対応されるべき性質のものではないかと考えられます。ア、イ、両方ともがちょっと違う観点からのものなのかもしれません。この返還猶予制度について、奨学金制度を基本にと申し上げましたけれども、法曹養成課程では、先ほど来の御指摘の中にもありましたように、修習生の貸与された金額を返還する場合に、法科大学院時代にかなりの額の奨学金を受けているという人もいますので、その法科大学院在学中の奨学金等につきましては、これを考慮に入れる。考慮の入れ方としては、例えば奨学金返還額を返還猶予の基準とされます給与所得者あるいは給与所得者以外の年間収入金額、所得金額から控除するという考え方があり得るのではないかと思います。その場合に控除の対象となるのは、基本的には法科大学院に特有なものに限定する。したがって学部時代の奨学金というようなものは少しこれとは性質が違いただろうと思いますし、逆に教育ローンのようなものであっても、法科大学院に進学するために必要であったものは、これは控除の対象に組み入れてもいいというような、こういう考え方ができるのではないかと思います。

以前、親族からの借入れというお話もあったかと思うんですけれども、この親族からの借入れについては非常に性格が一般的ですので、法科大学院教育に特有なものということの立証は難しいだろうと思うことと同時に、先ほど宮脇委員の御指摘の中にもそういう要素があ

るのかもしれませんがけれども、この場合、やはり国庫と弁護士会と親族というようにところに、どこから優先的に返済をしていくのか、あるいはどこの負担は後回しになるのかということも考慮に入れなくてはいけなくて、国庫よりも先に親族に返済させるというのはなかなか一般的な支持も得にくいということもありますので、ここは法科大学院の就学に直接結び付く、日本学生支援機構に限らないと思いますが、それ以外のものも含めた貸与奨学金、それから教育ローンと、こういうものについては年間の収入金額あるいは所得金額から控除するというような形で、その救済の幅を少し広げるということではいかがかと考えます。

○佐々木座長 ありがとうございます。今のような御提案をいただきましたが、先ほど宮脇委員からもお話があり、特に前半のほうですけれども、それから今、鎌田委員からも御提案がありました。どうでしょうか、ほかの委員から御感触をお聞きしたいと思いますが、制度の基本的な設計思想みたいなことについて、額が幾らとかという話ではなくて、少なくとも設計の基本原則みたいなものについて伺わせていただくと、大変助かるのですけれども。その辺、いかがでございましょうか。あまり御意見がございませんと大変困るんでありますが。

○翁委員 私も宮脇委員と鎌田委員がおっしゃった御意見に基本的に賛成でございます。やはり経済的弱者という観点から、特に資力に欠ける経済的困難に陥っておられる方々に対してこういった返済猶予の措置を日本学生支援機構と同じような形で設ける。更にやはり法科大学院に通っておられて、そのときの奨学金の返済額に非常に困っておられる方々について、一定の所得から控除することによってそういった人たちを救済するという、そういう形での設計というのが望ましいと思いますし、鎌田委員が最後のほうにおっしゃいましたけれども、やはりそれは法科大学院での奨学金ということに限定するというような措置をきちんととることが重要ではないかと思えます。

○佐々木座長 ありがとうございます。ほかの委員はいかがでございましょう。

○岡田委員 貸与制では法科大学院を2年ないし3年で終えてからの借入という形になるわけですけれども、多分奨学金の場合、親ないし親戚が保証人になっているかと思いますが、その3年後、2年後ということで親等の保証人としての環境が違ってくるかと思えます。加えて、貸与金には税金が使われるので、保証に関してどういうふうになるのか。消費者問題やっているものとしては、多重債務問題で結構その辺、敏感になっているから感じたかもしれませんが、かなり返済期間が長くなりますので、遅延損害金というのはどうなるのかなど気になります。給費制か貸与制かの議論において、いずれにしても国民が納得するような形にはしてもらわなければいけないと思います。その辺はまだ決まっていなくてもいいかもしれませんが、一応方向性みたいなものがあればお聞きしたいなと思うのですけれども。

○佐々木座長 私もうっかりしたことは申しませんが、何か大学院関係者の方、何か御存じの方があれば、あるいは文部科学省が学生支援機構に関わるものでございますが。

○井上委員 今の御質問は、法科大学院の奨学金についてでしょうか、それとも貸与制の貸与金についてでしょうか。

○岡田委員 両方に関係するかもしれません。

○井上委員 両方ですか。

○岡田委員 特に司法修習生に対する貸与制に関わるかと思えます。

○井上委員 貸与制については制度整備をしているのではないのでしょうか。去年施行されていたはずですので。

○後藤司法法制部長 保証の点は、最高裁規則で定められております。現在、昨年施行された司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則、これはフォーラムの第3回会議のときにお配りした資料の中に入っておりますけれども、修習資金の貸与を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの者を保証人に立てなければならないということで、「一 自然人二人」、「二 一の金融機関（最高裁判所の指定するものに限る。）」ということで、保証人は立てなければならない仕組みになっております。

それから遅延損害金の関係ですけれども、基本的には無利息で返済するわけですが、正当な理由がなくて返還時期までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、年14.5%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならないとなっております。ですので、猶予の制度がなければ、この14.5%ということになりますが、猶予の制度を受けて、猶予されている間はこれは発生しないということだと思えます。

○佐々木座長 岡田さん、どうですか。

○岡田委員 そうすると、保証に関して金融機関というのがありましたけれども、修習生に関しては絶対貸与は受けられると考えていいのでしょうか。保証契約について。金融機関でも駄目ということもあり得るのではないかと思うのですが。その前に既に法科大学院で三百何万の借金をしているわけですから、そうした場合も絶対貸与は受けられるという前提で考えていいのでしょうか。もし保証契約が成立しなかった人に関しては、どこかで対応できるかどうかを知りたいと思えます。

○菅野審議官 基本的に制度設計においては、まずは個人の保証人の方が付いてくださる場合にはそれで何も問題ない。普通の場合ですね。どうしても個人の保証人の方で適切な方がいないという場合には、金融機関に頼んでいただきましょうということで、その場合に金融機関が断るだろうという前提では考えてはいません。特殊な事例があれば、その金融機関が最終的にどう判断するかということはあるのかもしれませんが、まずそういう事態は起こらないだろうという前提で物事を考えておりました。

あと、恐らく最初に岡田委員が問題意識を感じられた部分というのは、仮に修習生、あるいは弁護士になった後、当該お金を借りた方御本人に対して支払猶予をしたとしても、その保証人についてはどうなるのだろうかというような、そのあたりの点もあるのかなと思うのですが、そのあたりについては恐らく今まだ多分詰まった議論をしているわけではないと思えますけれども、ロースクールの奨学金制度でも同じような問題が生じているのだろうと思えますので、その取扱いなどが参考になるのではないかと思います。

恐らく、主債務者に対して支払猶予をした場合に保証人にその効果がどう及ぶかという問題なのだろうと思えます。

○岡田委員 ありがとうございます。

○佐々木座長 よろしいですか。

○岡田委員 貸与制に関してより具体的になりました。

○佐々木座長 それでは、ほかにどうぞ。御質問含めて御意見あったら。

○伊藤委員 ちょっと話がずれるかもしれませんが、先ほどの資料3-2のたたき台の3ページにありまして、先ほど鎌田先生おっしゃいましたけれども、その他の措置のところこの公益的な活動を促進するための措置と書いてありますけれども、これは具体的に例えばどう

いうイメージでしょうか。私が聞き落としたのかもしれませんが。イメージがわからないもの  
ですから、どういうことを想定されているのかというのが一つです。

それからそのついでに話してしまいますが、先ほど宮脇先生もおっしゃったというか、宮  
脇先生のペーパーの中で、債権管理と非行抑止の観点からというところがあるんですけれど  
も、刑法犯や一定以上の懲戒処分を受けた者、全部金返せというのは、それはこの問題とは  
どうなのかなと、私は余り釈然としないといいますか、それはそれでまた別な話であろうと  
いう気がしないでもないという意見をちょっとそれは述べておきます。

○佐々木座長 前のほうですけれども、これまでの議論の中でも少し出たのではないかと思  
いますけれども、公益的な活動の促進というような観点を修習資金の返還を考えると何か  
そういう活動をもって返還を軽減するというか、あるいは考慮するというか、そういうタイ  
プの議論もあり得たような感じがしていたものですから、そのこと自体はまた御議論いた  
だく、その必要がないならその必要がないで御議論いただければいい。そういうことで項目と  
してだけ立てたということでございますので、これはできれば今日残った時間で皆さんから  
御意見を伺いたいということでございます。そこで私としてはまずできれば(1)のほうを  
もう少しご議論いただければと思うんですが。もちろん御議論はもう大体の先ほどの議論の  
とおりでよろしいということであれば、そのように取りまとめますけれども。

○井上委員 簡単に結論だけ申しますと、鎌田委員がおっしゃったようなスキームが合理的で  
はないかと考えます。

○佐々木座長 ほかにございませんようでしたら、今までの議論の整理として、日本学生支援  
機構の奨学金制度における収入・所得基準というものを踏まえた上で、年間収入・年間金額  
から先ほど鎌田委員からも御指摘がございましたように、法科大学院在学中の奨学金等の年  
間返還額を控除するというのもって、特別な配慮を法科大学院での法曹養成に対して行  
うということ、そしてどのようなものを控除の対象にするかといいますと、法科大学院在学  
中の修学資金であるということが明確なものに限定すること、これは翁委員からも先ほどお  
話があった点でありまして、教育ローンというものもそういう趣旨が明確であればその中に  
含まれてもよろしいのではないかというようなことではいかがなものかということでございま  
す。ですから、学生支援機構の基本原則を踏まえた上で、その中のただし書に更に特別的な  
措置を加えるということになります。整理して申しますと、法科大学院在学中の奨学金、教  
育ローンその他を年間収入所得から控除するという形で特別な取扱いをします。この低収  
入・低所得の方に対する配慮をそういう形で行うということでは基本的によろしいかどうか。  
あるいは御異論の方も若干いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、制度の趣旨はそういうことにしたいと思いますが、何か  
川上オブザーバーから御発言ありますか。

○川上オブザーバー いろいろお考えになられたわけですが、やはりこれですと、経済的に裕  
福でない者、あるいは社会人の法曹志望の心理的障害を除くには不十分であると思  
います。

○佐々木座長 それではそういうことで承っておきます。

そこで、次が先ほど伊藤委員からお出しいただきましたその他の措置の要否ということ  
でありまして、アの公益的な活動を促進するための措置、貸与された修習資金の返還以外の若  
手弁護士に対する負担軽減措置と、これは先ほど宮脇委員からも言及があった点とも絡むわ  
けではありますが、これらにつきまして特に御意見があれば伺いたいと思っておりますが、い

かがでございましょうか。

○**田中委員** その他の措置の要否というところの前の話になってしまって恐縮なんですけれども、平成16年の貸与制の導入に当たっては、規則化に向けて必要な細目事項について、実施機関に一定の指針が示されたと承知しております。今回でいいますと、多少細かい話になりますけれども、低収入・低所得者に対する措置の前提となる収入や所得額の認定方法の問題でありますとか、先ほどのお話にあった控除する奨学金等、あるいは学生ローンの年間返還額の認定方法といった問題があるかと思えます。将来に全く疑義を残さないということであれば、このフォーラムで一定の方向性を示すということも考えられるとは思いますが、何分、細目にわたる事項でもございます。これは立法の際に議論を詰めていただくということであれば、いずれにしても立法当局の側で前もって実施機関に一定の指針を示しておく必要があるのではないかというところが若干気になりましたので、念のため発言させていただきました。

○**佐々木座長** どうでしょうか。事務局、今のような御意見について。

○**後藤司法法制部長** この制度の細目自体は先ほども御説明しましたとおり、基本は裁判所法に規定がありまして、詳細については最高裁判所がこれを定めるという形で、最高裁規則に委任をする法的な体裁となっております。最高裁においては規則制定の手続を経て規則を制定されるということになるわけですが、その際にどこまで具体的に指針を示すかは、これはもちろん何もないければ最高裁のほうでもなかなかやりにくいことであろうかと思えますし、またこちらのフォーラムの意思としてどこまで具体的に示すかは、それはもうフォーラムの正に先生方の御意見だと思えます。おっしゃるとおり何もないければ白紙委任といえますか、具体的な内容なしで最高裁規則で決めてくれというのは、ここまで議論をした経緯からすれば適切ではないかもしれません。

○**佐々木座長** 田中委員のおっしゃられたのは、制度のデザインの問題ではなくて、具体的にどのようにして確認するか、あるいは判断するかということについての具体的な指針ということはどうするのだと、こういうことでございますね。

○**田中委員** 実施機関に丸投げするという考え方もありませんけれども、実施機関の側に細部を詰める時間があるかどうかという時間的な問題も絡むでしょうし、規則化に当たりどこまで裁量で決めてしまっただけなのかという問題もあるかと思えます。その辺について一定の大きな方向性を示そうということであればこのフォーラムで議論する必要があるでしょうし、それはもう任せてよいのではないかとということであれば、立法当局側が実施機関に対し、規則化に当たり参考となる指針を示しておかれることが望ましいのではないかと思います。

○**佐々木座長** 田中委員、何か御意見ございませんか。大変失礼ですけれども。

○**田中委員** 私も細かい点については特に深く検討しているわけではありませんが、将来規則を制定するに当たっては当然問題になってくることであろうかと思えますので、この段階で念のため申し上げます。

○**佐々木座長** 何かその点につきまして、こういうようなことを具体的に指針としてこの会議で確定すべきだ、あるいは確認すべきだというような御意見等ございますでしょうか。

○**宮脇委員** 今の段階では、枠組みをまず合意するのを優先するべきで、その後、このフォーラムの進め方としてここで一定の手続的なところも定める必要がある。今回この整理が終わ

った後に、またそれは対象とするかどうかということによってやっていただくということで、まず大枠をお決めいただくということが私は優先するべき話ではないかと思ひます。

- 佐々木座長 最高裁のほうもそういう感じによろしゅうござひますか。
- 菅野審議官 私どももそのようにもちろん思ひております。ただ、恐らく実際に運用するに当たっては、かなり細かいいろいろな問題が出てきて、しかもそれも単純にどう運用するかというだけではなくて、概念をどう定義するかとか、そういう問題に及ぶ部分が多々あるんだらうなと思ひます。ですから、そのあたりの点について、今後もし制度がきっちり固まってくれば、いろいろと教えをいただく部分は教えをいただきながら、立法当局とも中身を固めていくことになるのだらうなと思ひますので、大きなところで疑義が出そうなところがあれば、大枠が固まった後、その点についてこういう場でも確認をしていただければ有り難いかなと、このように思ひております。
- 佐々木座長 それでは、ただいま宮脇委員及び最高裁のほうから御発言ござひましたように、こういう具体的な実施に移るに当たりましては、いろいろ我々のほうに具体的な確認を求められると、あるいはこれでいいかという話が提起されるという可能性も含めて、またしかるべき段階でこの件については話題にさせていただくということで、田中委員のお話は取扱いをさせていただきます。
- 丸島委員 そういう進め方になるのだらうと思ひんですが、その基本的枠組みとの関係で、先ほど岡田委員が保証会社の話をしておられました。これはクレジット会社などの保証会社を付けるとか付けないかという話がありますが、この貸与制というものの基本的スキームを一般的な金融の貸し借りの問題ととらえるのか、そういうベースではなくて、やはり修習生というものの重要性にかんがみて国としての経済的支援の在り方という、そういう意味での貸与と考えると、一般の金融における貸し借りのスキームとはやはり違つたところはいろいろ出てくるのではないかと思ひます。
- 先ほど、それは申し込んだらみな必ず借りられるのでしょうかと岡田委員がおっしゃいました。私も同じことは実は疑問に思ひていまして、最高裁はそれはそうだらうとの趣旨でおっしゃってはいるんですが、現実の経済社会はなかなか厳しゅうござひまして、ここに御出席の委員の皆様が経験されることはないと思ひますが、やはり返済を遅滞したり信用状況が悪化したりすることがありますと、次の借り入れの際審査に引っかかってあなたは駄目ですよということで借入れができなくなるという事例は、我々の日常の業務でもたくさんござひますわけですから、一般の金融と同じような枠組みにすると、そういう範疇に入ってくる例もこれはまた出てくるだらうと思ひます。
- そういうことも含めて、基本的なこの貸与制というものをもしやられるのであれば、そのスキームの基本的考え方をもう少し議論しておく必要があるのではないかと思ひますので、そのことだけ付け加えておきます。
- 佐々木座長 分かりました。岡田さんが出された議論というのは非常に重要なポイントをついていてというのが、裏のほうから言つては悪いけれども、丸島さんの御意見だったんですけれども、ほかの方はいかがでござひますか。あるいはその意味で貸与制というのは民間的な意味でのお金の貸し借りというような理屈でどこまでくれるのかということにかかわるのかとは思ひますけれども、最高裁のほうもいろいろお考えあらうかと思ひますけれども、これもちょっと具体的なイメージというところになるといろいろ議論があるかなという

感じもするんですが、どうなんでしょうかね。宮脇さん何かありますか。

○宮脇委員 これ無利子です。だから無利子ということは、そもそも普通の金融の概念とは違うものを枠組みとして使っているわけで、何かどこかの銀行の支店に行って住宅ローンを借りましょうというのとは全然性格が違う話ですから、民間金融機関にどんなところへ行っても無利子で貸してくれと、それは無理なわけです。そこは制度設計としては当然通常の個人のローンとかそういうものとは分けて考えられるというのが、これは私も先ほどのまとめをやるに当たっては大前提で考えていることだと思うのですが。

○佐々木座長 分かりました。鎌田委員何か。

○鎌田委員 同じことで、5年間据置きというのも普通では全くあり得ない話ですし、保証は、この制度特有のものというよりも、国の貸付制度には基本的に全部保証が要求されているという枠の中で、しかもこういったものについては基本的には親の保証を要求するのが国の制度では基本なのを、この制度では親でなくていいというように、そこは緩和して、国の制度の大枠の中では最も恵まれた形に最大限つくってきたと理解しているところです。

○岡田委員 司法修習を終えて5年後ないしは延長して10年後から返済が始まるということなので、返済できない人というのはいないという前提で話が進んでいると私も思いますが、でももしかしたら返せない人がいるかもしれないという部分では、やはりそのことも考えておいた方がいいかなと思った次第です。先ほどの回答で、絶対貸与は受けられるということを確認させていただいたということです。

○佐々木座長 ほかに。どうも私の司会がまずくて混乱をさせたかもしれませんが、ただいろいろな点で確認していただいたということであれば、大変結構な御発言をいただいたと思います。

そこでその他の措置の要否というところへまた戻らせていただいて恐縮なんですけれども、これにつきまして何か特別な御意見等ございませんでしょうか。これは何か私の聞くところ、特にこれのアのほうですか、公益的な活動を促進するための措置として特別なものが必要だというような議論については法曹界では大変たくさん議論がもう既にされていて、そのことについてはいろいろな議論が既にあったと聞いているのですけれども、そうなんですか。

○井上委員 私、法曹界には身を置いていませんけれども、この制度をつくる過程で貸与制の問題を議論した際に、政府の司法制度改革推進本部の法曹養成検討会の一員だったものだからお話ししますと、そこでもそういうアイデアは出たことはあります。つまり、公的な活動に従事した場合には、返還を免除すべきではないか、あるいは更に猶予すべきではないか、そういうアイデアはあったのですが、この公益的活動というのは何ぞや、これを他の活動とどう区切るのかが極めて難しく、例えば裁判官や検察官になったら、その仕事は公益的活動だとイメージしやすいのですが、問題は弁護士でして、弁護士も例えば恵まれない人たちの方の補助をしているとか、国選弁護をやっているとか、そういうことだと割とイメージしやすいのですけれども、弁護士はもっといろいろなことをやっておられ、少なからず公益的な性格を持っているものというものはあるのです。公益性が濃いものから薄いものまであって、さらに極端に言うと、弁護士の活動というか、職務自体が公益的な性格を持つのではないかと、どうして裁判官と検察官の職務だけが無条件に公益的なんだという議論もあって、非常にこの区切りが難しい。そういうことから、そのような制度はとれないということになったと記憶しております。

関連して、意見を付け加えてよろしいですか。弁護士会のほうでは、給費制を維持しないで貸与制に移行すると、公益的な活動に従事する弁護士が少なくなるのではないかと、そのインセンティブがなくなるのではないかとっておられますが、実態とはかなり違うのではないかと私は感じています。私が知っている、献身的にそういうことをやっておられる弁護士の方々の志の高さからすると、違うのではないかと思うのです。前に櫻井財務副大臣もその点を指摘され、お金の問題ではなく教育の問題だと言われたのですけれども、私は志の問題だと思うのです。ただ、現実には、例えば私の分野の刑事弁護、被疑者弁護等をとってみますと、これに従事する弁護士さん達は、少なからず、ほとんど採算を度外視し、むしろ持ち出しすらしていろいろなことをやっておられるというのが実態です。これから先は財務省に怒られるかもしれないですが、若手を含め弁護士がそういう活動に安心して取り組めるような仕組み、あるいは財政的な基盤というものは整えないと、結果として日弁連が恐れているようなことも出てくるのではないかと思われるのです。その費用はそれほどすごいものではない。被疑者国選のときにも議論をして、私などは多額の経費はとてども賄えないのではないかということを行った方なんですけれども、国民の方々に理解が得られる範囲でそういう被疑者弁護ですとか、あるいは法テラスの活動ですとか、やはりバックアップをしてあげて、安心して心ある弁護士さんたちがそういう活動に打ち込めるような環境はやはり整備すべきなのではないかと思っております。給費、貸与の問題からは離れるのですけれども、意見として申し上げておきます。

○佐々木座長 ありがとうございます。ほかにこの件について。

○丸島委員 井上委員がおっしゃっていただいたのと重なりますが、この公益性の観点から考えることは分かりやすい議論だとは思っているんですが、今、井上委員がおっしゃったように、司法制度改革審議会の意見書の中でも、弁護士の職務について、様々な公益性ということがいわれていますが、日常の業務において、当事者である国民に寄り添い、裁判の場では当事者主義訴訟構造のもとで訴訟追行し権利救済のための活動を行う、そのこと自身がまずもって公益性の高い仕事なんだということで、弁護士制度に関する冒頭に挙げられています。そういう意味で、旧来のように公というのは官が担う公ということではなくて、広く市民社会の中で活動する公益的責務というのが強く意識されて位置付けられてきているのがこの間の経過だと思いますので、この公益的という概念だけですぱっと仕分けるといことはなかなか難しいことなんだろうと思います。あえて言うならば、みな公益的なことを担っているということにそれはなっていく話だろうと思います。

ただし、必ずしも詳しく承知しておりませんが、奨学金制度などの運用の中では、各大学ごとに成績優秀であるとか、その活動振りなどを評価して、一定の枠組みの中で一定の人数の範囲について、その業績などを高く評価して返還を免除するというシステムがあるということも聞いております。これは公益性だけではないんだと思いますが、経済的困難の中で頑張っている方々を励ますという意味で。そういうこともあり得るのかなということも奨学金制度を参考にしながら考えてはおります。ただ頭から公益という概念で切り分けるということもなかなか難しいんだらうなということでございます。

そしてまた今言っていたとおり、これは後ほどの弁護士の活動領域のところでもお話し申し上げますが、先ほど言われた被疑者国選弁護、あるいは子どもの権利の擁護、その他様々な権利擁護活動をやっておりますが、これは従来は、とかく、どこか別のところで

弁護士さんは稼いで、その一方でここは低廉、無償でやればいいみたいな位置付け方がされてきたわけでありましてけれども、今、全く状況は変わっております。国選弁護にしても、法律扶助にしても、担当日の交代要員を求めると、そこへたくさんの方が手を挙げて希望されるという状況であり、圧倒的多数の人たちが法律扶助や国選弁護を日常の業務として行い、この点で業務の一環として公益性を担っているというのが、少なくともこの10年以上の間に劇的に変わってきていることでありまして、そういう点でいいますと、必ずしもこの貸与・給費の問題と関連するかどうか分かりませんが、井上委員がおっしゃっていただいたように、こうした社会経済的に困難な方々の権利擁護に関わる弁護士の活動領域、あるいは法曹の活動領域全般との関係で、財政的な措置も含めて制度の整備充実については是非検討をいただきたいと思っております。

○佐々木座長 ありがとうございます。今の特にその他の措置の要否ということにつきまして、お二人から大変説得的な議論をいただいたと理解をいたしております。ちょっと副大臣は御退席になって、政務官もお帰りになってしまい、どうもタイミングが余り芳しくなかったんですけども。

○井上委員 南雲委員のペーパーの後ろの方にも同じような趣旨のことが書かれています。

○佐々木座長 それからこの先ほどの資料の3の3ページのその他の措置の要否のイのところは、これは宮脇さんが先ほど御発言なさったところがこれに関連するのかなという感じはいたしておりますが、この点も何か御意見あれば。アのほうは今お話しいただきましたようなことで、例えば修習資金の返還とかいう問題と絡めるような形で議論するのではなくて、もう少し大きな制度的充実とか、サポート体制の充実というような観点でむしろ考えるべき観点ではないかというような御意向を伺ったと思っておりますので、そのほうが多分国民にも御理解いただけるのではないかなと私自身も思っておりますので、何か公益とそうでないのは切り分けるというのは、今の世の中のいろいろな議論には必ずしもうまくマッチしないと認識をしております。

それから弁護士会費等の減免措置について、御意見を宮脇委員からいただいたところでありますが、これについては何か御意見は。そういう御意見があったということは記録に残したいとは私は思っておりますけれども、丸島さん、あるいは川上オブザーバー、何かございますか。

○川上オブザーバー 現在でも弁護士会によっては新人弁護士の会費の一部免除など、もう既に経済的負担軽減の方策をとっています。今後とも各弁護士会の実情等を踏まえて、更に検討していくものということに思います。

それからもう一つ。我々の使っている弁護士会費の問題ですが、その使途ですけれども、これにつきまして我々の弁護士の与えられた使命に基づいて、会費60億のうち16億は法テラスの法律援助事業に使っていたり、その他いろいろといわゆる公益的なことに対して使っています。これは我々の使命に基づいていることでもあります。前回出たような会館だけとかそういう問題ではございません。いろいろな活動をしておりますので、十分御理解いただきたいと思っております。

○宮脇委員 現在でも軽減措置がされているのは存じ上げています。ただ、これだけの議論をする場合に、先ほどイメージ図でも御覧いただきましたように、弁護士会費の負担に占める割合が非常に高いということです。このことについてやはり配慮しないで、それこそ若い弁

護士になられた方が経済的にやっつけられるということを、その給費制とかそこだけで議論していいのかという問題が私はあると思います。ですから、弁護士会は自治組織ではありませんけれども、国民的な理解を得るためにはやはりその議論をきちっとしていただくということは、やはり私的にはお願いしたいと思っています。

それと、法テラスとかに入れていることは分かるんですが、先ほどの司法制度改革の関係予算のところでも財政資金から法テラスへの運営等に関しては、この間、230億円近い資金というのをシステム的に入れているわけです。こういうところをもって公益性というところもやはりきちっと判断されているというところだと思います。ですから、会館だけとかという発言をした覚えは全くなくて、両極端の御発言のような気がするんですが、私もひまわり活動とかそういうのを入れていますというのは確かこちらに向かってお話ししたことは覚えているんです。もう少し実態というのを明確に共有をさせていただきたいという意味で、今回、いろいろなことをお願いしたということです。

○岡田委員 弁護士会の会費について、ちょっと外れるかもしれませんが、会費が高い地域というのは弁護士が少ないということですよ。ですから、若い弁護士がそういうところへ行けば、弁護士過疎の問題も解決すると思いますが、若い弁護士が行くためには会費を安くしなければいけないのではないかとこれは前々から思っているのですけれども、その辺も日弁連としてそろそろ前向きに対応することを検討すべきだと思います。

○丸島委員 いろいろ御意見が出ていますので、少し整理して申し上げます。弁護士会というものの役割についてですが、例えば、憲法上では弁護人の援助を受ける権利に関する定めがあり、これを受けて刑事弁護人の選任の過程に対して弁護士会としてはいろいろな責任を負っております。また、弁護士法制の上では、法制度の改善や様々な人権擁護活動に取り組むべきこと、あるいは法律扶助に積極的に取り組むべきこと、こうしたことは日本の弁護士制度の中で弁護士・弁護士会に課せられている責務であります。また、研修や後継者養成を始め、弁護士の自律的機能を強化するために、弁護士会も相当な努力や負担をしてきております。そういう弁護士会が客観的に与えられた公的責務との関係で、それをどのように弁護士会として自立した財政基盤を確立し会費として負担をしていくかということに大きな意味があるわけでありまして、弁護士会の会館につきましても、毎日毎日様々な、それこそ震災対応の諸立法の活動から、貧困と人権救済のための諸活動から、債権法改正の活動から、あらゆる会議が連日開かれていて、その中で意見や提言を作成しております。これらは皆さんの好みでやっているということではなくて、弁護士会の責務との関係での活動であろうと思っております。

そのような観点から、会費の在り方なども考えてきているわけでありましてけれども、同時に若手会員の会費負担をどうあるべきかという課題もあり、日弁連の中でも会の責務を履行しつつ、その負担をどのように合理的にするかということなども、議論されてきております。それは宮脇先生だけではなくて、会員からのいろいろな意見もありますので、そういう取組は今後とも続けていかれることと思いますが、ただ、今この貸与制との関係で、会費をこのフォーラムでどうするというは少し枠組みとしては異なるのではないかなということもございますので、宮脇委員の御要望として承っておきたいと思っております。

○宮脇委員 貸与制とか給費制と話が違わないかというのは、私はそうではないと思っています。要するに経済的な負担の問題で議論しているわけで、それは入ってくる分と出てい

く分、両方見るというのはこれはもう大原則だと思うんですね。ですから、その認識というのは、私は改めて申し上げたいことと、先ほど申し上げたのは私はこのフォーラムに対して私としてはやはりそういう認識というのをきちっと示していただきたいという意味で申し上げたわけですから、その結果、ここの中でどう取り扱うかということは、改めて御議論いただければ結構です。それが今回であるのかそうでないのかというのはもちろんあると思います。

○佐々木座長 ほかの方から何かございませんでしょうか。ただいまのこの(2)につきましてもいろいろ御議論をいただいたところでありますが、これをどういうふうに取り上げられるのかという話は、今、宮脇委員から御意見があったようなことも当然あるかと思えます。とりあえず我々のこの作業との関係でいえば、少なくとも弁護士自治という大原則はもちろん我々承知しているわけでございまして、貸与制を前提とした枠の中で考えたときに、これをどういうふうに扱っていただくかということは、弁護士自治の一つの課題として提起されたということは、これは事実だろうと思っております。それをどうするかは正に自治のほうの問題になろうかと思えます。

それからあとは弁護士活動そのもの、全体についてどう考えるかという話はちょっとまた議論の幅がちょっと違ってくるかもしれませんので、ここでそれをいろいろ書くというのは、あるいは必ずしも適切でないかもしれません。どうするかはもう今日の議論を伺って検討させていただきたいと思っております。しかし、ほかの委員からは余り議論が出なかったものですから、特にイのほうなんですけれども、特にございませんですか。問題提起があったということについてはよろしいかと思うんですけれども。

それでは、具体的な記述につきましては、また調整をさせていただきたいと思えます。

そこで、最後にといいましょうか、いろいろな各論的なところについて、今日はこのイタリックのところを議論していただきましたので、改めてちょっと確認をさせていただきたいと思えます。貸与制を基本とした上で、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置を検討すること、そしてその措置の具体的な内容について、ある程度基本的な方針をここで皆様に御理解をいただいたという形で、作業を次のステップに進めていくということについてはよろしゅうございましょうか。

それでは、そういう形で次のステップへ進めさせていただきます。つまりいわゆる第一次取りまとめということになるわけでございまして、これからだんだん文章化のプロセスに入っていきます。そして、私としてはあらかじめ皆さんにこれをお示ししながら、可能な限り反映させたものを次回の会議に出すように努力したいと思えます。その旨、事務局にも指示をしたいと思っております。

なお、第4の法曹の養成に関する制度の在り方についてでございますけれども、これにつきましてはこれからまた議論を進めるということになりますので、今日は特に時間の関係もございまして、特に御発言がなければ今日はこれは具体的には話題にはさせていただかないで御勘弁いただければと思っております。

そういうことで、今日は主としてこの第3のところに係る案件につきまして皆様から御議論をいただいたということ、その内容を踏まえた作業をこれからは事務局にさせていただくということで御了承をいただいたということで、よろしゅうございましょうか。

ちょっとまず、丸島さんのほうから。

○丸島委員 今日はこちらまでと今、締めに入っておられるところで、すみません。

この論点整理のまとめ方で、今日は項目だけ挙げておられるということなので、その中身について今ここで余り時間をとってお話ししてもと思いますが、全体の整理の中で貸与制の趣旨、経過、それから給費制の維持を求める意見、理由、それから貸与制を支持する主な理由という整理のされ方をしています。ただ、ここの文面、中身については、私もいろいろな意見を申し上げてまいりましたが、どの部分が取り上げられているのか分かりませんが、改めてこういう形でもう少し整理をしてほしいということも別途書面でも出させていたいただきたいと思っております。

貸与制導入の趣旨のところについては、司法制度改革に伴う諸費用、それから司法修習生の大幅増加に伴う財政負担、こういうことが前提として大きく挙げられております。そのことは恐らく財務当局としてはそのように考えられるんだろうと思いますが、今日先ほどお示しいただいたとおりに、その新たな財政負担というのは、専ら司法アクセス、これは法律扶助だとか被疑者、被告人の国選弁護の課題です。それから市民の司法参加としての裁判員制度の課題、それから新たな法曹養成に我が国が本格的に取り組むというこういう諸費用の問題であります。これは司法制度改革審議会の意見書の中でも指摘されておりますとおりに、従来の非常に司法機能が弱く狭い中にあった我が国の姿を、国レベルで大きく変えていこうという趣旨でありまして、そのために財政的に困難な我が国でありますけれども、特段の財政措置をとっていただきたい。そのことについての国民の要望は非常に強いと、そこまで審議会意見書には書かれたテーマであります。したがって、これらの司法制度改革に伴う財政措置をとるとのこととの関係で、一方でやはり極めて重要だとされている司法修習のところが切り込まれるというその財政バランスで、この問題を議論していいのだろうかと思えます。ということから、貸与制の前提としてのこの趣旨のところ、財政負担の点が前面に出ているこの書き振りについてはどうなのかなと感じておりますので、意見を述べさせていただきますと思います。

現実に、司法修習は財政的にある種の縮減の対象とされてきているのか分かりませんが、司法修習生の増加に伴って修習の期間は2年から1年半、そして今、1年となっています。そして現在それぞれの分野の実務修習はそれぞれ2か月です。先ほどおっしゃったように、司法修習の意義は、法曹三者それぞれの立場で具体的事件に接して実務を学ぶと言われておるんでありますが、この2か月の間に一つの事件を最初から終わりまで経験するということは今の修習生はできておりません。そういう意味では、いろいろな関係者の苦労はあるわけですが、実務の一部に触れるというだけの実務修習になっていて、この中身についてはかなり希薄化しているのではないかという懸念も、様々に寄せられております。一方で、法科大学院教育というものの今の現状がある中で、この司法修習のところを切り詰めていくというような発想を、やはり先ほど来、このフォーラムでは司法修習の重要性ということを再三確認されているわけでありますから、もう一度見直していただきたいと思えますし、そういう観点から、少なくとも法曹養成制度全体を見直そうとするこのフォーラムの間については、現状の危機的ともいえる状況を回避するため給費制の暫定的な延長も必要ではないかということを上記の経過でありますので、そのあたりも酌みとってこの意見のまとめの中に反映していただければと思っております。

○佐々木座長 今の発言につきまして、何か委員のほうからどなたか御発言ございますか。

それでは、委員から御発言ないようですから、川上さんどうぞ。

○川上オブザーバー 資料3の2の2ページ目の第3の(2)のイで、給費制を維持すべきとの意見として①から④が書かれているわけですが、もう一つ強く訴えさせていただいたのは、多様な人材、特に社会人が法曹を目指せなくなるおそれがあるということがあります。これを一つ追加しておいていただきたいと思います。日弁連としては、あくまでも給費制維持ということを考えておりまして、よろしくをお願いします。

資料6の日弁連資料7、8を簡単に説明させていただけないでしょうか。日弁連資料8は回収率44%のアンケート結果です。

○佐々木座長 そうですか。本当に簡単をお願いします。

○井上委員 その前に、丸島さんも川上オブザーバーも意見を言われたわけですが、いづれにしろこれはたたき台なので、具体的な案が出た段階でまとめ方について他の委員の意見も当然聞いていただけるということを確認させていただきたいです。

○佐々木座長 もちろんです。では、手短に。

○川上オブザーバー 資料6の日弁連資料7を御覧ください。非常に興味・関心の深い結果が出ていると思います。1ページ目は登録1年目から3年目の弁護士の収入・所得が年々減少傾向にある、というデータです。前回、平成22年の所得などから「貸与制になっても十分返済可能である」との御議論がありましたが、その前提となる所得がだんだん下がっていきまして、5年後、6年後におきまして、「十分返済可能である」と言えるかどうか疑問な状況になっています。

それから次に2ページ目の[29/49]ページの登録5年目の女性の所得を見ていただきたいです。男性弁護士よりも200万ないし600万下回っているというデータであり、ちょうど出産とか育児とかの時期に重なることもあって、貸与制の導入が特に女性に対して大きな心理的ハードルになるのではないかとということが懸念されます。また、資料6の日弁連資料8の[30/49]ページ以下では、日弁連が57期、62期を対象に行った補充調査でありまして、フォーラム事務局が実施された調査では回答率13.4%でしたが、日弁連の補充調査では、回答率44%となりました。この補充調査により判明した特徴の事項としましては、[34/49]ページにありますように、57期の所得の最大分布は600万から700万、新・旧62期は400万から500万となっています。これは多くの弁護士の実感に比較的近い数字と思われるます。

次のページは、年所得400万未満が新・旧62期とも約30%ある、というデータです。回答数が多かったことで、より実態に近づいたものと思われるます。

次のページの[36/49]ページの下を表を御覧ください。これは57期の所得中央値ですが、日弁連調査では857万、フォーラム事務局調査で957万となっています。登録年数を経過するにつれて、所得分布の開きが大きくなっていく。つまり回答数が3倍近い・日弁連の調査の方がより実態を反映しているものと思われるます。ここは100万もの差があります。あと、[37/49]ページは、過払い事件の占める割合ですが、現状では1割から2割ということですが、グレーゾーンの撤廃により過払い事件はなくなっていくという見通しです。

以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。ほかに何か。

○萩原委員 今後のまとめ方にかかわってくるんだと思っておりますけれども、座長の方からたびたび本日も、貸与制を基本とした上で種々の問題点について今後議論するとの御発言がありました。しかし、そもそもこの貸与制を基本とした上でというのは、どういう意味なのかという疑問があります。そういう意味では、冒頭のとおり、第1回目から始まっております、要するに給費制か貸与制かという議論は、この全体の議論に先立って今月末ぐらいをめどに取りまとめるという方向性は依然として変わらないのでしょうか。もしそうだとすると、そういうことを前提にして、「貸与制を前提にした議論」だということになると、貸与制を前提にしながら、もう次回には結論を出してきます、そのたたき台をつくるからみんなで議論してくださいと、こういう趣旨をおっしゃっているのでしょうか。その辺のところを一度確認させていただきたい。

○佐々木座長 スケジュールのことについては今委員が言われたとおりで認識しております。ですから、先ほど来、貸与制というものの採用を前提にして、制度設計を詰めていっていいですかということをお聞きしたということでございます。ですから、そういうことを申し上げたつもりであります。

○萩原委員 そういう意味で言うと、恐らくこの弁護士会の御認識が今の座長のおっしゃっている事柄とやや食い違っているのではないかと感じています。最終的な弁護士会の御意見でも、全体の議論をしながら最終的な結論を出してほしいとあります。その間は給費制を減額してでも続けてほしいという記述がございましたよね。あのことも先ほど発言ございましたけれども、依然としてその辺がかみ合っていないのではないのかという印象を私は持っているんですが、いかがでしょうか。

○佐々木座長 ですから私としては、今、正にそこについて皆様の御確認をいただきたいと思っております。ですから、全体がデザインができなければそれまではという御議論をどう考えるのかということ、実は今私のほうからも問題を投げたいと思っております、そこが詰まりませんと結局全体がすっきりしないという点は、おっしゃるとおりでございます。

○井上委員 私は依然として弁護士会がおっしゃっていることがよく分かりません。全体を議論しないとこの部分が決められないという関係に本当にあるのかどうか。全体の議論をすれば、弁護士会がおっしゃっているような給費制維持ということにつながり得るのかですね。例えば、今の新しい法曹養成制度を全部撤廃して元に戻す、人数も元に戻すから、給費制も元どおりだと、こういうことならまだ分からなくもないのですけれども、このフォーラムも司法制度改革審議会の意見書の趣旨を踏まえて検討を行うということになっていますので、そこまでのことをフォーラムは求められているのではないかと理解していますし、弁護士会の方もそこまで恐ろしいことをお考えなのではなくて、あくまで新しい法曹養成制度を前提にしながら、どううまくやっていくためにどうすればいいのか、そういう御議論をなさっているのだと思うのです。

そうだとすると、最初に制度枠組みを作ったときに、全体を考えた上で給費制から貸与制へ切り替えるということを決め、それを法律にして、実施の段階を迎えたのを延期しているということなので、そのような全体の仕組みの完結の部分をこれから実施していくか、それとも改めるべきかというのが第一の課題であって、全体をもう一度議論しないと、そのところを決し得ないという論理的な関係には立っていないのではないかと。

そういうことから、私はこれは切り離して議論できるし、すべきであり、座長の提案され

ているような方向で結構だと思っております。

○佐々木座長 ほかの委員、いかがでしょうか。

○宮脇委員 今の意見と全く同じです。しかも座長のほうからこのフォーラムを始めるに当たって、議論の進め方についても一定の整理があったと思います。その整理というの、今説明があったことを踏まえての流れだと思いますので、私は今の御発言に賛成いたします。

○佐々木座長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

○丸島委員 今の井上委員の御発言について、多少誤解を招くといけませんので申し上げますが、法曹養成制度を全部ひっくり返して元へ戻せなどという意味で、法曹養成制度全体をこの機会に検討すべきだという議論をしているのではなくて、正に司法制度改革審議会が提案したとおりの所期の法曹養成制度改革の理念に基づく制度運営が実際にはそうはなっていない状態が今続いている。その中で、あちこちにひずみが生まれている。そしてこの貸与制の議論は前回も申し上げましたとおり、平成16年の立法の際、なぜ平成22年から実施になったかというのは、私はやはりそれは一つの理念に基づく新たな法曹養成制度の到達点、それが花開くということ的前提にしながら、司法修習生が3,000名に増加することをにらみながら新たな制度への展開を図るという議論だったと思います。しかし、それはそうならない現状の中で、どこにどういう問題がどうあるのか、それらをやはり総合的に見る中で、今、法曹志願者が非常に少なくなっているという困難な現状を踏まえ、こうした事態を抜け出し前進していくことに向けてどちらかより後押しできることになるのかという観点からの議論をもう少し丁寧にすべきではないかということをお願いしているのであります。念のためにその点を申し上げておきたいと思っております。

○佐々木座長 ほかに。この件につきましては前回もいろいろな御意見がございまして、それはたたき台の論点整理の2ページ目等にも皆様方の意見を既に記しているところであります。今から議論するというのは私にとってはかなり意外な話になりますので。萩原委員がおっしゃるように、ぴたっと重なっていないということについては、私自身も認めるのにやぶさかではございませんけれども、しかしこの前の取りまとめの段階におきまして、基本的に貸与制をベースにして制度設計を更に具体的にやっというのが会議の流れだと座長としては認識をしております。そういうことでもって今日お話をお願いしたということでございます。

その点につきまして、いろいろ御異論の方もあろうかとは思いますが、いかがでしょうか。そういう進め方でよろしいでしょうか。

○萩原委員 ただいま座長の方から確認をいただきましたので、私はその方向で結構だと思っております。

○佐々木座長 ありがとうございます。それでは、この件につきましては、本会議としては一つの方向性を確認して、これから作業を進めるということで基本的に御了解いただいたとさせていただきます。丸島委員の先ほどの話はまた第4のところに関係する論点もありますので、それはまたしかるべきときにまたやらせていただくことにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、先ほどちょっと申し上げましたような形でこれから作業を進めますので、各委員におかれましては夏の最中で誠に恐縮でございますが、可能な限り御協力を賜り、また御意見をお寄せいただきたいと思いますと思っております。

それではぼつぼつ時間になりましたので、今日はこれまでとさせていただきます。次回の予定につきましては、事務局からお願いします。

○松並官房付 次回は8月31日水曜、午後1時から午後3時まで、場所は本日と同じ法務省20階の第1会議室でございます。詳細につきましてはおってお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

○佐々木座長 本日はありがとうございました。次回もよろしくお願い申し上げます。

—了—